平成２９年（フ）第７１０号
広島市西区己斐中２丁目23番１号
破産者　叶サービス株式会社
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第７１９号
広島県江田島市沖美町美能字鶴原937番地２
破産者　株式会社丸大水産
1　決定年月日　平成30年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２８３号
千葉県市原市うるいど南２丁目２番地３　メゾン・フォレスティアＢ201
破産者　鎗田　政利
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第２０９９号
神奈川県大和市深見台１丁目５番21号
破産者　株式会社マルスコーポレーション
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２５８７号
横浜市磯子区丸山２丁目10番10号
破産者　有限会社ナカシン
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９４７号
神奈川県茅ヶ崎市今宿623番地28
破産者　株式会社Ｃｌｏｖｅｒ　Ｆｉｅｌｄ
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４５２号
横浜市港北区岸根町413―１
破産者　千代田ラボシステムズ株式会社
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１３１号
滋賀県近江八幡市出町233番地
破産者　株式会社サポートサービス
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１３５号
滋賀県彦根市京町３丁目４番61号
破産者　有限会社植田儀三郎本店
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１４３号
宮崎県延岡市北川町長井1381番地
破産者　八洲林業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成３０年（フ）第１３７号
福岡市博多区山王１丁目10番５―503号
破産者　金城　秋仁
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９４号
福岡市南区塩原３丁目５番21―305号
破産者　石原　浩二
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０７号
福岡県糸島市浦志２丁目６番18―203号
破産者　倉光　　浩
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３０８号
福岡県糸島市浦志２丁目６番18―203号
破産者　倉光　友梨（旧姓入里）
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第３３８号
福岡県糟屋郡新宮町下府１丁目６番17号　ドミール新宮201号、前住所福岡県糟屋郡新宮町下府３丁目７番18号
破産者　居酒屋賢軒こと　藤田　賢治
1　決定年月日　平成30年６月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１６３３号
福岡市西区生松台１丁目10番１号、前住所千葉県柏市南柏１丁目７番13―801号
破産者　濱本　　亮
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１８６６号
福岡市博多区博多駅南３丁目14番１―703号
破産者　植竹　弘貴
1　決定年月日　平成30年６月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１５７号
岡山県倉敷市生坂1327番地
破産者　唐下　嗣久
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１８７２号
福岡市博多区東公園１番22―１号
破産者　増田　光希
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１９９号
福岡市南区西長住３丁目20番21―201号
破産者　福森　聖鷹
1　決定年月日　平成30年６月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部